平成二十五年五月二十八

日

告

示

第

二 千

四

百

四

十 八

号

目

次

告 示

道路の区域変更 岐阜県医師国民健康保険組合規約の変更認可

示

道路の供用開始

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

指定技能教育施設の内容変更

指定技能教育施設の連携科目等の変更 落札者等に関する公示

> 道 (地域福祉国保課) 三五五 路維持課) 三五六

高 福 祉 課) 三五八

同 同 三六〇 三五九

三六一

支 援 課)三六一

学 同 同

校 三六一

同

国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令 岐阜県告示第二百九十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第二十七条第二項の規定により、

(昭和三十三年

)三五七

同

三五九

三六〇

館) 三六三

政令第三百六十二号) 第七条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県医師国民健康保険組合

組合の名称

組合員の範囲 変更した事項 (変更後の範囲)

の区域内に住所を有し、岐阜県の区域内に所在する医療機関及び福祉施設に勤務する 組合員は、岐阜県、富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県及び滋賀県

者であって、次に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定めるものとする。 第一種組合員 医療及び福祉の事業又は業務に従事する岐阜県医師会会員である

に勤務する者

3

2 第二種組合員 第一種組合員及び第三種組合員が開設し、又は管理する医療機関

五十七年法律第八十号)第五十条に規定する被保険者となった場合に引き続き組合 第三種組合員 第一種組合員であって、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和

平成二十五年五月二十八日

(金曜日) 発行

毎週

員として残るもの

で 同

> 市

番

地字 先同 ま

Α

票<u>了</u>

뜰 八

元

後

平成25年5月28日 岐 阜 県 公 報 (356)Ξ 次のように変更したので告示する。 岐阜県告示第二百九十七号 維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 道路法 別に定める。 なお、その関係図面は、平成二十五年五月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路 国一 道般 類の道 種路 平成二十五年五月二十八日 平成二十五年五月八日 変更認可の年月日 なお、 六二 号至 十 路 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を 組合員が医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、 線 名 上野一○三五番四地先か郡上市和良町方須字深瀬
 まで
西山一七六〇番一〇地先
同 市同 字足原 上野九九七番地先から郡上市和良町方須字深瀬 で 同 上野一〇三五番四地先か郡上市和良町方須字深瀬 X 一市 〇〇二番 一 二 地字 先同 ま 閰 岐阜県知事 別前変区 後更域 前 В Α 三 三 丁 五 員敷 地 の幅 ル Ģ メート <u>₹</u>5 古 延 ル 田 メー 1105-0 **学**八 長 1 をのる表図は及Aい区敷示面関び、 つ分地すに係CB 備 考 維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 次のように変更したので告示する。 岐阜県告示第二百九十八号 なお、その関係図面は、平成二十五年五月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路 平成二十五年五月二十八日

	国一道般			類の道 種路
	六二 号百 五 十			路 線 名
同 市同 字細野 アヨ市金山町乙原字坂ヶ	二九〇七番二地先まで同の市金山町岩瀬字舟滝下呂市金山町乙原字細野下呂市金山町乙原字細野	二九〇九番二地先まで 二八四八番九地先から 下呂市金山町岩瀬字舟滝	二九〇七番二地先まで 同 市金山町岩瀬字舟滝 下呂市金山町乙原字細野	区間
後 C	Α	B fi	Α	別前変区 後更域
	四六· 二四二· 0	二	ヴァ 三季 三 〇	ル (メート ト 幅
九 〇 五 一	八 六 五 五	二 云 季 八	八 六 五 五	ル _{(メート} 長
		をの! い区! つ分!	る表図は及 A 敷示面関び、 地すに係 C B	備考

岐阜県知事 古 田

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

で 西山一七五九番一地先ま 同 市同 字足原 上野九九七番地先から郡上市和良町方須字深瀬 СВ ō **≣**√ 九芸 〇

(357)	平成25年5	月28日	岐	阜	県	公	報		第2448号
国道	_			類の道 種路		亚	維持なお	次 の 道 阜 よ 路	
						成	版 び そ	So 法 告 に 示	
号 号	<u>二</u> 百 五 十			路 線 名		十五年五	持課及び岐阜県下呂土太なお、その関係図面は、	次のように変更したので告 道路法(昭和二十七年法岐阜県告示第二百九十九号	
内三三〇番二地先まで 同 市同 字小屋垣 一二二番二地先から 下呂市馬瀬川上字上栗原	内三三〇番二地先まで内三三〇番二地先から一二二番二地先から	一二二番二地先まで一二二番二地先まで	九九番地先から下呂市馬瀬川上字東芋島	X		平成二十五年五月二十八日	維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、平成二十五年五月二十八日から二週	次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、岐阜県告示第二百九十九号	二九〇九番二地先まで 二八四八番九地先から 二八四八番九地先から 下呂市金山町岩瀬字舟滝 六四五番二地先まで
地 先子 からまで	地 先上 先上 大学 から まで	先字と、一定の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	ら上字東芋島	間			不事務所において一般の縦覧に供する。平成二十五年五月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路	ハ十 号 第 十	地 地岩瀬字 先まで おりゅう
後 A	前 A	後		削前変区 後更域	屿阜県矢事		の縦覧	八 条 第	В
₩ ₩ •		与	₹	(知 事 さ		に供する。	ー 項 の 規 定	一
一、三四八。	1、三四八。()	五 六 五 五	五 五 五	レ メート 長	B	1	岐阜県県土		二六 五千 八
17	地すに係 B 。 をる表図は い敷示面関	A 及 び		備考	\$	ŧ	整備部道路	道路の区域 を	
. 用	岐						維		
 	阜 県 告	j J		類の	道 路		維持課及び岐	次のように変いなお、そのは皇県告示第	
その関係図ので告	岐阜県告示第三百一号		岐 阜 泉	路 線 名				なお、その関係図次のように変更した 道路法(昭和二十岐阜県告示第三百号	
関係図面は、平成二十五年五月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路ので告示する。和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供	号 · · ·	六六〇番地先まで六六〇番地先まで	三番一地先から不破郡垂井町梅谷字流二	区間			五年五月二十八日皇県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。	なお、その関係図面は、平成二十五年五月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を阜県告示第三百号	内三三〇番一地先まで内三三〇番一地先まで下呂市馬瀬川上字上栗原下呂市馬瀬川上字上栗原
二			前	別前変後更	区域	岐阜県知事	般の縦撃	二 十 十 八	B
から二週間				ル(メート	敷地の幅	知事古	に供する。	から二週間	10 T
岐阜県県土	l			__\X	延長	田		岐 により、	三三弄八
土整備部道路 次の道路の供		い区敷 う分地 。をの	示面関 B A すに係は及 る表図 \び	備考		肇		売土整備部道路 道路の区域を	
								-	

第244	8号			岐	阜	県 公	報	平成 25 年 5 月 2	8日	(358)
社会福祉法人	又 は 氏 名	平成二十五年	より次のとおり公示する。一条第一項の指定居宅サイ護保険法(平成九年	介護保险			見道 岐 阜線	類の道 種路 路 線		維持課及び岐阜県
・海津 ーム長寿の里 日本県寿の里	事業所の名称	平成二十五年五月二十八日	公示する。 と居宅サービス事が ・成九年法律第百	介護保険指定居宅サービス事業所の指定	公			区区		平成二十五年五月二十八日課及び岐阜県大垣土木事務所
割七〇一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	事業所ので	岐皇	4り次のとおり公示する。 一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十条第一項の規定に基づき同法第四十	ス事業所の指定	示		○番地先まで○番地先まで一地先から不破郡垂井町梅谷字流二三番	間	岐阜	平成二十五年五月二十八日維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。
愛町境字石	所 在 地	岐阜県知事古	で、同法第一項の				三五三• ()	ル ₍ 延)メ ー ト長	岐阜県知事古	覧に供する
生短期介護 所	の 種 類ス	田	七十八条第				듷平 ● 成 ── 六	の 期 日 始	H	*
三 宝 成 巴 一	年指 月 日定	肇	同法第七十八条第一号の規定に一項の規定に基づき同法第四十				雲平 • 成 □ ₹	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考	肇	
イポ 有限会社メデ	トラル・エム・	動法人ぎふ村	ス 有限会社めぐ	j	協助会社会福祉法人	建株式会社讃	就会社	アイ 株式会社アイ	有限会社メデ	会療法人悠信
	ー多治見訪問	特定施設の対	ゼンター 乗越 めぐみ	夕·	サービスセン	照庵 ボース 讃	デイサービス			・リハピリセ ・リハピリセ
	目三四岐阜県多治見市田代町二丁	の木二四〇三番地五〇岐阜県恵那市武並町藤字花	二〇五番地七二岐阜県恵那市長島町中野一		七番地岐阜県可児市久々利一五二	四七九 二	村上字中切四六番地二岐阜県高山市奥飛騨温泉郷	番響理事業地内二二街区一岐阜県瑞浪市下益見土地区	五六 三岐阜県多治見市音羽町二	四八五四八五
訪問介護	訪問介護	活介護 大居者 生	通所介護		通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	ション ビリテー ハ
≣平 成 □	デ デ 成 円 ー	三平 □ 成	臺 平 四 一	1	三平 一元 元	差 平 成 四	臺 平 · 成 □	蓋平 ·成 呼	三平 成 呼	云 云 成 三

戊 25 年 5 月 28日 山	支」	阜	県	公	報
--------------------------------	----	---	---	---	---

中津川訪問看一般財団法人 社 リーン株式会 アサヒサンク 護ステーショ 株式会社南西 フルクローバ 有限会社ケア 合同会社楓花 中津川訪問看 - バー訪問介 訪問看護ステ ケアフルクロ 楓花ケアセン 業所 護センター大 リーン在宅介 護ステーショ ーション南西 アサヒサンク 番地五山口荘一〇五号室岐阜県土岐市泉町大富二七 五 東前貸事務所 世界 東前二丁目三 六二 七四 丁目一二六番地岐阜県不破郡垂井町清水一 岐阜県中津川市かやの木町 岐阜県土岐市泉町定林寺九 一番一七号 介護 説問 入浴 訪問看護 訪問看護 訪問介護 訪問介護 平成 平 成 平成 平成 平成 三 三 三 弄耍 三 三 三 三 四· により次のとおり公示する。 式会社 祉協議会 垂井町社会福 社会福祉法人 株式会社 ハートライフ 高山医療器株 平成二十五年五月二十八日 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 **高山医療器株** 介護付有料老 祉協議会 垂井町社会福 ト各務原 人
中
ム 삮 五番地の二 岐阜県不破郡垂井町一三〇 ☆○○番地の三岐阜県高山市石浦町三丁目 目二二五 岐阜県各務原市大野町二丁

第2448号

活介護

特定施設 入居者生

三平 成 흥

福祉用具

三平 三成 三

訪問入浴

三 三 成 四

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十 八条第二号の規定により次のとおり公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅

平成二十五年五月二十八日

平成

又 は 氏 名事業者の名称

事業所の名称

事

業 所 の

所 在 地

の種類

年廃

月 日止

(359)

有限会社元気

ーションげん 訪問看護ステ

六

岐阜県各務原市新鵜沼台三

居宅療養

平成

管理指導

一声・四・一

岐阜県知事 古 田

カネ九商事株	協助会	Yメディカル 株式会社 Y	合同会社楓花	サンライフ	事業者の名称
Kaneku ケァ	所 介護支援事業 久々利苑居宅	護支援事業所あずさ居宅介	ター概花ケアセン	ル羽島 タージョイフ 介護支援セン	事業所の名称
岐阜県恵那市大井町一二〇 居宅介護	七番地岐阜県可児市久々利一五二	二九五二一岐阜県加茂郡坂祝町酒倉一	番地五山口荘一〇五号室岐阜県土岐市泉町大富二七	三一八番地五岐阜県羽島市下中町城屋敷	事業所の所在地
	支援 介護	支居 援宅 介護	支援 /	支援居宅介護	の 種 類
平 成	壹平 ·成 □	臺平 ○成 □	三平 · 成 空 一	三平 ·成四·	年指 月 日定

十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十九条第一項の規定に基づき同法第四

岐阜県知事 古 田

	_	_	_	_	_
浬	7	4	4	R	묻

平成25年 **5 月**28日 (360)

	第2448					5 早		是 公	、 報			1 70000	年 5 月28日	(360)
	社愛会	又事		第一号	第五十二	_		株式	事業		<u> </u>	五条第一	介護支援	式 会 社
	愛燦会	又 は 氏 名 の 名称		成二十五年 の規定によ	二条第一項保険法(平	介護 保険指		株式会社長島	事業者の名称		型 十五 年	一号の規定	坂事業者か 保険法 (平 が護保険指	社
· 海津	ーム長寿の里 別養護老人ホ 地域密着型特	事業所の名称		平成二十五年五月二十八日第一号の規定により次のとおり公示する。	の指定介護予防成九年法律第百	定介護予防サー		長島 ケアサポート	事業所の名称		平成二十五年五月二十八日	五条第二号の規定により次のとおり公示する。	援事業者から当該指定居宅介護支援事業保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止	恵那
	割七〇 一割七〇 一	事業所の所在地	岐阜県知事古	示する。	第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十一介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の二第一項の規定に基づき同法	介護保険指定介護予防サービス事業所の指定		番地岐阜県羽島市竹鼻町二五六	事業所の所在地		岐阜県知事 古	り公示する。	介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業所の廃止	<u> </u>
	生短期入所 () () ()	の 種 類ス	H					支援介護	の 種 類ス		=		あったので気の規定に基	支援
	三 平 · 成 吗 一	年指 月 日定	鞶		同法第百十五条の十一の規定に基づき同法			三平 の ー	年廃 月 日止	1	*		、同法第八十二づき指定居宅	
有限会社メデ	ケアトラル・エム・		動法人ぎふ村	スみ介護サービ	有限会社めぐ	協助会社会福祉法人		建株式会社	式会社	蒲田川工業株	ア イ	サンドジー・	有限会社メデ	会療法人悠信
あんあん多治	介護事業所へができません。	,	特定施設と対する	めぐみ 乗越	デイサービス	ター サービスセン 久々利苑デイ	照庵	ーベース 讃	だの華おくひ	デイサービス	デイ・クス	ー・アイます	ス 見デイサービ あんあん多治	ンター ・リハビリセ リセ
岐阜県多治見市音羽町二	目三四目三四代町二丁		の木二四〇三番地五〇岐阜県恵那市武並町藤字花	二〇五番地七二	岐阜県恵那市長島町中野一	七番地岐阜県可児市久々利一五二		四七九 二 岐阜県下呂市金山町金山三	村上字中切四六番地二	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷	番	画整理事業地内二二街区一岐阜県瑞浪市下益見土地区	五六 三	岐阜県揖斐郡大野町黒野六
介護予防	訪問 問 介 護 防	活介護	入居 居 者 施 設 防	通所介護	介護予防	通所介護 所介護 防		通所介護 介護 防	通所介護	介護予防		通所介護	通 介護 所介護 護防	シピ通介 ヨリテリント ショテリア
平成	三平 吃成 吧	,	三平 · 成 四·	三 五 四 一	平 成	三平 成 四· 一		፷平 戌 円	 	平 成		デ デ 成 一	葁平 • 成 呼 ー	宝平 成 宝宝

同条第三項の規定により、		指定技能教育施設における連携科目等の指定の変更をしたので、同条第三項の規定によ学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第二項の規定により、指定技能教育施設の連携科目等の変更	能教育施設における連携科目等の指定教育法施行令(昭和二十八年政令第三指定技能教育施設の連携科目等の変更	指定技能教育施設 指定技能教	三 平 年	の種類 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	事業所の所在地	ーションげん 訪問看護ステ	有限会社元気 は 氏 名称	(361)
	1	10000000000000000000000000000000000000	(変更後) 岐阜市長住町五丁目八番地(変更前) 岐阜市加納清野町二八番地 (変更前) 岐阜市加納清野町二八番地 (変更前) 岐阜市加納清野町二八番地 (変更後の) (変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変	(変更後)岐阜市長住町五(変更前)岐阜市加納清野指定技能教育施設の所在地	肇	田	岐阜県知事古	五月二十八日	平成二十五年五月二十八日	平成 25 年 5 月
			学院岐阜校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ニ 変更した内容 クラーク高等学院岐阜校 指定技能教育施設の名称	あったので、基づき指定	廃止の届出が を 二項の規定に	同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定に基づき指定	十第二号の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同法第百十五条の- 介護予防サービス事	
嶢	屋	校阜県教育委員会					介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止	定介護予防サー・	介護保険指引	岐
			有二十八日	平成二十五年五月二十八日				垣		阜
り公示する。	頃の規定によい条第一項の	指定技能教育施設の内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。(学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第一項の規定により、	の内容の変更の令(昭和二十八	指定技能教育施設(三三 四	介護問入浴	五東前貸事務所	護センター大	社リーン株式会	県
		更	指定技能教育施設の内容変更	指定技能教	平 成			アサヒサンク	アサヒサンク	公
								護ステーショ	護ステーショ	報
<u> </u>			1	祉協議会	三 平 成 円 一	訪問看護 一 工	一番一七号岐阜県中津川市かやの木町	中津川訪問看	中津川訪問看	
三平 · 成 平 -	谷防	五番池の二岐阜県不破郡垂井町一三〇	垂井町社会福	垂井町社会福祉法人	宝平 四· 一	訪問看護 三 三	丁目一二六番地岐阜県不破郡垂井町清水一	ーション南西	株式会社南西	
三平 ○ 三 三 三	貸福介護 用調子 具防	六〇〇番地の三岐阜県高山市石浦町三丁目	式会社 高山医療器株	式会社	<u> </u>	訪問 問 う 護 一 工	六二 七四 大二 七四	護 ーバー 訪問介	フルクローバ	
三平 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	活入特定 清居 大 大 大 大 表 走 表 走 表 表 表 形 た 表 の に る に の に る に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る 。 に る 。 に る 。 に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	目二二五目二二五	ト各務原 ハーク ボーム・バー ハー ハー ハー かき がま かんしょう かんしょく かんしゃ かんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ	株式会社フ	三 豆 成 巴 一		番地五山口荘一〇五号室岐阜県土岐市泉町大富二七	ター根花ケアセン	合同会社楓花	第2448
	管理指導		ਣੇ		== 四· 一	訪問介護	1 1111	業所 見訪問介護事	イポ	号 ——

変更した年月日	学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第二項の規定により、
製菓実習論	指定技能教育施設の連携科目等の変更
食品衛生学	平成二十五年四月一日
食品学	変更した年月日
栄養学	ファッション造形 ファッション造形
公衆衞生学	ファッション造形基礎 ファッション造形基礎
衛生法規	リピングデザイン リピングデザイン
社会	
連携科目	ョンデザイン
2 製菓科	連携科目 連携科目に対応する高等学校の科目
調理実習	2 生活デザインコース
調理理論	総合実践総合実践
食品衛生学	情報
食品学	課題研究 課題研究
栄養学	美務
公衆衛生学	ビジネス基礎ビジネス基礎
衛生法規	簿記
	処理
連携科目	ィング
1調理科	連携科目 連携科目に対応する高等学校の科目
連携科目等	1 国際ビジネスコース
学校法人石井学園	追
指定技能教育施設の名称	副第4月時
	の
	委員長 土 屋 嶢
平成	岐阜県教育委員会
. (平成二十五年五月二十八日
り欠のとおり公示する。指定技能教育施設にお	り次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十八日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社